

「テレビ会議システムにおける専用回線の拡張等 一式 調達仕様書（案）」に対する意見招請の結果について

No	対象資料	項	頁番号	項目	質問等	理由	回答
1	仕様書別紙1 要件定義書（案）	Ⅱ．機能要件の定義 1．機能に関する事項 1-4．クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線	5	(2) 次の下線部（仮想サーバ内ゲストOS まで）が調達範囲である。ミドルウェアからアプリケーションについては別調達区分となる。 <u>ストレージ/物理サーバ/ホストOS/ハイパーバイザー/ゲストOS/ミドルウェア/ランタイム/データ/アプリケーション</u>	IaaSの構築では、ゲストOSにリモートログイン可能となる環境の構築までを行うのが一般的です。 本調達につきましても、構築・運用をゲストOSのリモートログイン可能となる環境の構築までを作業範囲とする記載に修正を明記いただけないでしょうか。 また、下記のような具体的な作業内容・範囲について明記いただけないでしょうか。 例) クラウド（IaaS）に関する作業内容・範囲は、仮想マシン・OS作成、ホスト名設定、IPアドレス設定、周辺ネットワーク設定、リモートデスクトップ接続設定 その他はOS標準（初期）設定、または運用管理に必要な設定とする。	各工程における作業工数・費用算定のため	以下の文言を追記いたしました。 なお、本調達においてゲストOSは標準（初期）設定まで行うこととし、タブレット等事業者がミドルウェア以上のレイヤを構築する際にゲストOSの設定変更が生じた場合は、その設定変更はタブレット等事業者が行うものとする。ただし、タブレット等事業者の作業において、必要な情報提供等は行うこと。
2	仕様書別紙1 要件定義書（案）	Ⅱ．機能要件の定義 1．機能に関する事項 1-4．クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線	5	(2) 次の下線部（仮想サーバ内ゲストOS まで）が調達範囲である。ミドルウェアからアプリケーションについては別調達区分となる。 <u>ストレージ/物理サーバ/ホストOS/ハイパーバイザー/ゲストOS/ミドルウェア/ランタイム/データ/アプリケーション</u>	OS標準（初期）設定にてお引渡ししますので、アプリ・ミドルウェア導入に伴うOSの設定変更についてはお客様自身にて実施をお願いします。 責任範囲を明確にするため、同作業が本調達の範囲外である旨仕様書にも明記をお願いいたします。	責任分界点の明確化のため。	以下の文言を追記いたしました。 なお、本調達においてゲストOSは標準（初期）設定まで行うこととし、タブレット等事業者がミドルウェア以上のレイヤを構築する際にゲストOSの設定変更が生じた場合は、その設定変更はタブレット等事業者が行うものとする。ただし、タブレット等事業者の作業において、必要な情報提供等は行うこと。
3	仕様書別紙1 要件定義書（案）	Ⅱ．機能要件の定義 1．機能に関する事項 1-4．クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線	6	(4) 仮想マシン（ゲストOS）の作成において、仮想マシンの台数、メモリ割り当て、ディスク割り当て、OS 設定パラメータ等については、タブレット等事業者との協議により決定すること。	仮想マシン（ゲストOS）ごとの設定値の明記をお願いいたします。 仕様書記載の内容では御見積に必要な情報が不足しており、入札金額を算出することが出来ません。仮定で構いませんので仮想マシン作成に係る条件をご明示いただけないでしょうか。 また、タブレット等の落札業者が決定した際に、仮定した条件に対して超過が発生した場合については別途契約とさせていただきますようお願いいたします。	仮想マシンのリソース（CPU・メモリ・ディスク容量）および台数により入札金額に変動があるため。	Ⅱ. 1. 1 - 4 (4)に、仮想マシンごとの設定値を記載いたしました。 また別調達区分であるタブレット等の調達において、今回調達するIaaS内に納まるように構築することを求める想定としているため、原則として超過は発生しないものと考えております。ただし、導入後の状況の変化等によりやむを得ず超過が発生することとなった場合は、契約の変更等を検討することになると考えております。
4	仕様書別紙1 要件定義書（案）	Ⅱ．機能要件の定義 1．機能に関する事項 1-4．クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線	6	表3 クラウド（IaaS）の仕様 4 ディスク容量（ストレージ総量の想定値）：6 TB 程度以上であること。	ディスク総容量 6 TB程度以上については、データストレージの他、OS、ミドルウェア等も含めた総合計という認識でしょうか？6TBを超過した容量については別途契約とさせていただきます認識でよろしいでしょうか？ また仮想マシン何台を前提としておりますでしょうか。	利用ディスクの容量及び仮想マシンの台数、内容により入札金額に変動があるため。	Ⅱ. 1. 1 - 4 (4)に、仮想マシンごとの設定値を記載いたしました。 また別調達区分であるタブレット等の調達において、今回調達するIaaS内に納まるように構築することを求める想定としているため、原則として超過は発生しないものと考えております。ただし、導入後の状況の変化等によりやむを得ず超過が発生することとなった場合は、契約の変更等を検討することになると考えております。
5	仕様書別紙1 要件定義書（案）	Ⅱ．機能要件の定義 1．機能に関する事項 1-4．クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線	6	表3 クラウド（IaaS）の仕様	利用するクラウドサービスによってはデータ量に応じた従量課金となるため、通信費の算定のために1日当たりのデータ転送量を記載いたしませんでしょうか。 ご記載いただけない場合、従量課金のサービス選定時の料金提示方法についてご記載をお願いいたします。 例) 単位時間あたりの通信費用を記載する	費用算定のため	Ⅲ. 3. へ以下の文言を追記いたしました。 クラウドの1日あたりのデータ転送量は以下を想定している。なお、従量課金による月次での実績精算を予定しているため、下記の想定値に沿った契約内容を提案すること。原則として最大値の超過は発生しない想定である。 最小値：5 GB程度、平常値：10 GB程度、最大値：15 GB程度

6	仕様書別紙1 要件定義書（案）	II. 機能要件の定義 1. 機能に関する事項 1-5. リモートアクセス回線	7	(2) タブレット端末に適合するSIM カード（250 台分）は本調達範囲とし、当該SIM カードはタブレット等事業者へ引き渡すものとする。引き渡し期限は、調達仕様書第1 章第6 節に記載のとおりとし、SIM カード枚数の引き渡しは1 か月先行することに留意すること。また、CAL（Client Access License）250 台分も本調達範囲とする。	タブレット調達で選定される端末のOSや、本調達で選定されるクラウドサービスの種類によっては、CALが不要となる場合がございます。 そのため、CALについては本調達でなくタブレットの調達範囲とし、必要に応じて必要数をご調達される方がよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。	不要物品の調達を回避するため	CALは別調達区分であるタブレット等の調達範囲とし、本調達からは削除いたしました。
7	仕様書別紙1 要件定義書（案）	II. 機能要件の定義 1. 機能に関する事項 1-4. クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線	7	(10) タブレット端末におけるWindows Update やウイルス対策ソフトウェアのアップデートが可能な環境を整えること。またクラウド内ミドルウェアのサーバにおけるウイルス対策ソフトウェア等のアップデートができる環境を整えること (これらのアップデート等の作業はタブレット等事業者において実施する予定であるが、クラウド等事業者の構築範囲において、タブレット等事業者がアップデート作業を実施可能となるような環境を求めるものである。)	別調達にて導入されるミドルウェアによっては、オンラインでのアップデートが必須となる場合がございます。タブレット事業者が選定するミドルウェアの仕様によって要求仕様が変わるため、本仕様については削除いたしませんでしょうか。 もしくは同項（8）と同様に、「当該方法によることが著しく困難である場合には、同等の安全性を確保した上での代替手段を提案すること。」と緩和いただけませんか。	ミドルウェアに関しての仕様が不明なため。	同項（8）と同様、「当該方法によることが著しく困難である場合には、同等の安全性を確保した上での代替手段を提案すること。」を追加いたしました。
8	仕様書別紙1 要件定義書（案）	III. 非機能要件の定義 3. 規模、性能に関する事項	9	(4) IPv4 及びIPv6 に対応可能であること。	IPv6について、本調達における必須要件でなければ、製品が限定されるため「IPv4またはIPv6」とするか、記載削除をお願いします。	幅広い選択肢を残し、市場競争性を高めるため。	以下の文言へ修正いたしました。 基本的にはIPv6に対応可能であることとするが、不可の場合はIPv4での対応も可とする。
9	仕様書別紙3	「税関研修所テレビ会議システム」スケジュール想定	-	テレビ会議システムにおける専用回線の拡張等 一式 クラウドの設計・設定・構築・試験 【参考】タブレット端末等の賃貸借等 一式 設計・設定・構築・試験	運用開始2022/10/1となっておりますが、クラウド（IaaS）及びクラウド接続回線環境の設計・構築業務の引き渡し日は2022/9/30でよろしいでしょうか。	納期を明確化するため	ご認識のとおりとなります。